

農地法許可申請（届出）にかかるお知らせ

1 農地の売買・贈与・転用等をする場合、農地法の許可が必要です。

農地法の適用対象となる「農地」とは、耕作の目的に供される土地と定義されています。（農地法第2条第1項）土地登記簿上の地目が田・畑ならもちろんですが、宅地等、農地以外でも、土地の現況が農地の場合、権利移動や農地転用するときは、農地法の許可を受ける必要があります。

2 農地法許可申請の種類及び許可までの期間

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| (1) 農地法第3条…農地を耕作目的で権利移動（売買、賃借等） | 【申請受理から許可まで約1か月かかります】 |
| (2) 農地法第4条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴わない） | 【申請受理から許可まで約2か月かかります】 |
| (3) 農地法第5条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴う） | 【申請受理から許可まで約2か月かかります】 |
| (4) 非農地証明申請、農地改良届（農地の形状変更） | 【申請受理から許可まで約1か月かかります】 |

※申請書の様式：農地法第3条は豊岡市のホームページ、農地法第4条、第5条は兵庫県のホームページにありますのでご使用ください。その他は事務局にお問い合わせ下さい。

3 農地法許可申請(届出)受付日

年	月	許 可 申 請 （ 届 出 ） 受 付 日	総会開催予定日
2 0 2 6	4月	1日(水)、2日(木)、3日(金)、6日(月)	20日(月)
	5月	1日(金)、7日(木)	28日(木)
	6月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)	26日(金)
	7月	1日(水)、2日(木)、3日(金)、6日(月)	27日(月)
	8月	3日(月)、4日(火)、5日(水)	27日(木)
	9月	1日(火)、2日(水)、3日(木)、4日(金)、7日(月)	29日(火)
	10月	1日(木)、2日(金)、5日(月)	26日(月)
	11月	2日(月)、4日(水)、5日(木)	26日(木)
	12月	1日(火)、2日(水)、3日(木)、4日(金)、7日(月)	22日(火)
2 0 2 7	1月	4日(月)、5日(火)	28日(木)
	2月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)	26日(金)
	3月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)	25日(木)

4 申請にあたっての注意事項

- 申請書の提出方法は持参のみとし郵送等による提出の受付は行っておりません。
- 事前相談は随時受け付けております。（事前相談日時の電話予約をお願いします。）
- 申請書及び添付書類が揃わないと受付できません。他法令との調整が必要な場合は早めに準備願います。不明な点等あれば受付期間までに窓口で相談されることをお勧めします。
- 特に、農地転用許可申請については、兵庫県知事の許可が必要なため、兵庫県が定める「兵庫県農地転用許可基準」「農地法第4・5条許可申請書添付書類等」を確認のうえ、申請書、添付書類に不備や不足がないよう日程に余裕をもって申請をお願いします。
- 受付後、総会までに現地調査を行います。立会は不要です。